

東京都医師国民健康保険組合 組合員資格に関する判定基準

(目 的)

第1条 この基準は、東京都医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）規約第5条第2項の規定に基づき、組合員資格を有する者を定めることを目的とする。

(組合員資格を有する者)

第2条 医療・福祉の事業又は業務に従事する次の者を組合員とする。

- 一 東京都の区域内の医療機関又は福祉施設の開設者又は管理者である地区医師会所属の医師
- 二 医療機関又は福祉施設に勤務する地区医師会及び大学医師会所属の医師
- 三 上記一及び二に該当しないが、医師の国家資格を有する専門職としての次の事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）
 - ① 医師、看護師、介護士等を育成する教育機関等の教師（講師）
 - ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
 - ③ 学校医、産業医、警察医、嘱託医（児童福祉施設）、園医、検案業務に携わる者、代務診療を行う者
 - ④ 公衆衛生活動に携わる者、検査・健診業務に携わる者及び救急救命の業務に携わる者
 - ⑤ 研究機関等において医学・医療・福祉に関する調査・研究・教育を行う者
 - ⑥ 東京都医師会、東京都内地区医師会及び大学医師会等（以下、「医師会等」という。）、その他医療関係機関の役員、委員及び代議員等
 - ⑦ 国又は地方自治体（公的団体を含む。）の所管している外部審議会等の委員
 - ⑧ その他医師会等の事業又は業務に携わる者
- 四 東京都医師会会員である組合員が東京都の区域内に開設又は管理する医療機関又は福祉施設の従業員
- 五 組合の役員、組合会議員及び組合に使用される者

(福祉施設)

第3条 前条に定める福祉施設とは、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第42条第1項第7号及び第8号に規定する施設をいう。

(資格確認)

第4条 組合は、組合員が第2条に該当する事業又は業務に従事している者であることの資格確認を行うものとする。

附 則

1. この基準は、平成25年4月1日から施行する。
2. 第2条第1号、第2号及び第4号の規定は、令和5年5月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。